

防衛省設置法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める部分)

第一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。(第六条関係)

第二 自衛隊法の一部改正

インドとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。(第八十四

条の五、第百条の十六及び第百条の十七関係)

第三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、インドの軍隊を追加する

こと。(第三十三条関係)

第四 施行期日

この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期

日を定めること。(附則関係)